

議案第40号

コミュニティ関係事業の取扱いについて

コミュニティ関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会  
会長 福田 富一

- 1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
- 2 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。
- 3 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。
- 4 コミュニティ活動については、更に充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。

協定項目	コミュニティ関係事業の取扱い			所管専門部会名	住民専門部会
調整の方向性	1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。 2 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。 3 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。 4 コミュニティ活動については、更に充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
住民基本台帳人口(H15.4.1) 445,542人	30,471人	9,767人	35,149人		
世帯数 171,476世帯	9,547世帯	2,677世帯	11,412世帯		
加入世帯数 121,373世帯	8,635世帯	2,595世帯	9,630世帯		
加入率(世帯数ベース) 70.7%	91.4%	96.9%	84.4%		
単位自治会規模 (最大) 1,250世帯 (最小) 8世帯 (平均) 171世帯	465世帯 8世帯 94世帯	363世帯 17世帯 78世帯	1,170世帯 22世帯 189世帯		
単位自治会数 711	91	34	51		
班数 11,365	759	246	871		
回覧数 13,434	759	246	871		
自治会長の身分 任意団体の長	行政事務連絡員(非常勤特別職)	行政推進委員(非常勤特別職)	町から委嘱(非常勤特別職)	任意団体の長として取扱う。	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
単位自治会の活動内容 回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 交通災害共済取りまとめ 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を市に伝達	回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 交通災害共済取りまとめ 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を町に伝達 地区の問題を町と調整 町からの連絡事務	回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 交通災害共済取りまとめ（母の会） 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を町に伝達 地区の問題を町と調整 町からの連絡事務	回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 交通災害共済取りまとめ 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を町に伝達 地区の問題を町と調整 町からの連絡事務	
連合組織 宇都宮市自治会連合会	上三川町自治会長連絡協議会	上河内町自治会長連絡協議会	河内町自治会長連合会	連合組織の設置に向け調整
連合組織の活動内容 定期総会 自治会長大会（年1回） 正副会長会議（年7回） 理事会（年5回） 自治会指導者研修会 地区ブロック会議 防犯灯調査特別委員会 防災部会 協働体制員会 会報誌の発行	定期総会 理事会（年5回） 自治会連絡協全体研修	定期総会 理事会（年3回） 行政推進委員研修会	定期総会 理事会（年4回） 自治会長研修会（年2回）	連合組織の設置に向け調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
補助内容(H15 年度) 連合会活動費 6,560 千円 地区連運営費 20,310 千円 均等割@150,000 世帯割@120 地区連会長活動促進費 1,776 千円 均等割@4,000 × 12	連合協運営費 200 千円	連合協補助費 472 千円 連合会運営費 100 千円	連合会補助金 50 千円	段階的に宇都宮市の例により調整
単位自治会への補助金等 20,953 千円 均等割@3,500 世帯割@150	単位自治会への補助金等 28,859 千円 区分割・10 戸未満@33,000 10～99 戸@98,500 100 以上@102,100 世帯割 @750 班長分 世帯割@950 事務費 均等割@4,000 世帯割@100	単位自治会への補助金等 6,662 千円 均等割@43,000 世帯割@2,000	単位自治会への補助金等 13,216 千円 均等割@105,000 世帯割@790 ( 上限額 421,000 )	段階的に宇都宮市の例により調整
	産業委員分均等割@4,000 世帯割@500 保健委員分世帯割@300			産業委員 - 農業集落のある自治会が対象 保健委員 - 廃止予定
平均的規模の自治会補助金額 29,150 円	354,500 円	199,000 円	254,310 円	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
自治会集会所 設置数 約300	75	26	46	
自治会集会所建設補助 建設に要した費用の40%以内 (新築) 300万円以内 (移設) 110万円以内 (増改築) 125万円以内	建設に要した費用の30%以内 (新築) 220万円以内 (移設) - (増改築) 130万円以内	建設に要した費用の20%以内 (新築) - (移設) - (増改築) -	建設に要した費用の20%以内 (新築) 300万円以内 (移設) - (増改築) 100万円以内	宇都宮市を基準に調整
コミュニティ倉庫 建設に要した費用の40%以内 (新築) 30万円以内 (移設) 10万円以内 (増改築) 10万円以内	- - -	- - -	- - -	
自治会集会所建設資金融資 (新築) 400万円・5年 (移設) 200万円・5年 (増改築) 60万円・5年 (土地) 750万円・10年	制度なし	制度なし	制度なし	宇都宮市を基準に調整
コミュニティ団体数 37	7	-	1	
対象エリア 市中心部 - 小学校区 市周辺部 - 中学校区	小学校区	-	モデルコミュニティ	
拠点施設数 36	4	-	1	
管理運営 地域に委託(非常勤嘱託員)	地域に委託(無人)	-	地域に委託(8:30~5:30 職員が対応)	
使用料 有	無	-	有	

## コミュニティ関係事業の取扱い

### (1) 先進事例

#### ア さいたま市の例（平成13年5月1日合併 新設 3市）

コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため新市において引き続き推進するものとする。

#### イ 静岡市の例（平成15年4月1日合併 新設 2市）

行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。ただし、広報紙の配布等の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民組織と協議のうえ、合併時までに、新市における取扱いを検討するものとする。

#### ウ 呉市の例（平成16年4月1日合併 編入 1市1町）

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

#### エ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 2町）

住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一する。ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は現行どおりとする。

#### オ 岐阜市の例（平成17年3月合併予定 編入 2市4町）

1 自治組織への運営補助金等については、合併後5年を目途に岐阜市の制度を基本に調整するものとする。なお、それまでの間については、旧市町ごとに岐阜市の例により算出した額が、従前の運営補助金、役員報償金等、広報紙配付手数料の合計額に満たない場合においては、その差額を別途交付するものとする。

自治組織は地域コミュニティの重要な要素であることから、特に都市内分権のあり方を踏まえ住民自治の振興、活性化に資するよう配慮するものとする。

2 地域の所有に係る集会施設等の建設・修理等の補助については、岐阜市の制度を基本に調整するものとする。

カ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

自治会・住民活動関係事業は，原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし，住民生活への影響が大きいものについては，各町の地域特性等を勘案し，一定期間，経過措置を講じるものとする。

キ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 町内会・自治公民館等の自治組織については，5 町の自治公民館・集落を，合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。

2 コミュニティ関係事業については，平成 17 年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

3 行政連絡員制度については，平成 19 年度までに廃止するものとし，廃止までの間の運営方法については，段階的調整を行うものとする。

4 自治組織への運営費補助金については，平成 19 年度までに廃止するものとし，廃止までの間の補助金の額については，段階的調整を行うものとする。

## （2）関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

第 16 条第 7 項 公共的団体は，合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は，市町村の合併に際しては，合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため，その統合整備を図るよう努めなければならない。